

市内での感染拡大を防ぐために

3月12日、市内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認されました。これ以上の市内での感染拡大は防がなければなりません。そこで、日常生活を送る上で気を付けなければならないことなどについてお伝えします。

市民の皆さんへ

市民の皆さんの安全で安心な生活を守るため、全力で市内での感染拡大防止に取り組んでいます。新型コロナウイルスに負けない強い気持ちを持って、共にこの難局を乗り越えましょう。

小樽市長 迫 俊哉

自分でできる感染症対策

基本は「手洗い」

「咳エチケット」です

外出先から帰宅したときや食事の前など、こまめにせっけんで念入りに手を洗いましょう。アルコール消毒液での消毒も有効です。また、職場や学校、公共交通機関など人が集まる場所では「咳エチケット」を行いましょう。

3つの咳エチケット

厚生労働省ホームページより



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

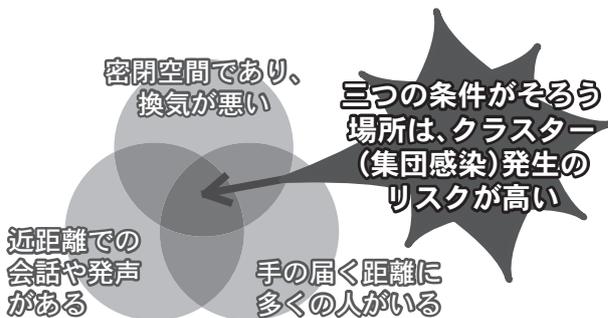


袖で口・鼻を覆う

クラスター(集団感染)を発生させないことが大切

厚生労働省が設置した新型コロナウイルス感染症対策専門家会議では、これまで国内で感染が確認された場所に共通していた「三つの条件の重なり」を示しました。この三つの条件が同時に重なるような場所や場面を避け、日常生活では、次のことに気を付けましょう。

- 1 二つの方向の窓を同時に開け、換気する。
- 2 お互いの距離を1～2m程度あける。
- 3 近距離での会話や発声などを避け、やむを得ない場合はマスクを着用する。



感染者の発生を受けた市の取り組み

市中感染の防止

- 各部局における防止に向けた取り組みを徹底
- 庁内の感染対策 など

市内医療機関との連携

- 医師会や医療機関との緊密な連携
- 万が一の感染拡大に備えた医療体制と病床の確保 など

感染者発生への対応

- 感染者に関する調査
- 調査に基づく感染拡大防止対策
- 市民センターの消毒 など

市民への周知・注意喚起

- 市ホームページやSNS、広報おたる、FMおたるによる周知を継続 など

対策本部を設置

市内中小企業者等を対象とした金融等相談窓口を設置(詳細は16ページ参照)
市税に関する証明の郵送手続き(詳細は16ページ参照)
転出届・住民票等の郵送手続き(詳細は17ページ参照)

感染が疑われるときはご相談を

- 次の症状があるときは、帰国者・接触者相談センター(小樽市保健所内)へご相談ください。
- 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上※続いている。
 - ※高齢者や、糖尿病・心不全・呼吸器疾患の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方、妊婦は2日以上。
 - 強いだるさや息苦しさがある。

帰国者・接触者相談センター

- 平日の午前8時50分～午後5時20分 ☎②3110
- 上記以外 ☎②3117

「新型コロナウイルス」に関連した方々の人権への配慮をお願いします

全国で未知のウイルスに対する社会不安から、感染者やその家族、知人などの接触された方々に対し、差別・いじめ・嫌がらせなどの不当な扱いが相次いでいます。さらに、このような行為が、治療や看護に携わる医療従事者にまで及んでいます。特に医療従事者は体温など自分の体調の変化に常に気を配り、感染に関して細心の注意を払って、人命を救うため日夜職務に当たっています。人権を侵害する差別やいじめ、SNSなどによる誹謗・中傷はやめ、正しい情報に基づいた判断や行動を心掛けましょう。